

◎新潟県告示第329号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年3月23日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県新潟市北区太夫浜97の13、97の14、105の11から105の14まで、105の38から105の41まで、113の37
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅